

島根原子力発電所の保守管理不備等の根本原因分析を踏まえた 志賀原子力発電所の状況確認結果の報告について

平成22年7月16日
北陸電力株式会社

当社は、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、島根原子力発電所の保守管理不備等の根本原因分析により明らかになった問題について、志賀原子力発電所の状況を確認した結果、「同様の問題がなかった」旨を、本日(7月16日)、同院に報告しましたので、お知らせいたします。

中国電力株式会社は、同社島根原子力発電所において保守管理に不備等があったことについて、平成22年6月3日、中間報告内容に加えて根本原因分析及び再発防止対策等を取りまとめた最終報告を原子力安全・保安院に提出しました。

これを受け、6月11日、原子力安全・保安院より、各原子炉設置者に対し、根本原因分析により明らかになった問題について、「同様な問題がないかを確認すること。」との指示文書が発出されました。

当社は、この指示に基づき、志賀原子力発電所の状況を確認した結果、同様の問題はなく、いずれも適切に対応していることを、本日、同院に報告いたしました。

当社では、今後とも、品質保証活動及び安全文化醸成活動を継続的に実施し、更なる改善に努めてまいります。

なお、本件については、石川県および志賀町にもお知らせしています。

以 上

添付資料：保守管理不備等の根本原因分析を踏まえた志賀原子力発電所の状況確認結果

1 原子力安全・保安院からの指示文書

中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の最終報告に係る各社への確認について(指示)(平成22・06・09原院第1号)

保守管理不備等の根本原因分析を踏まえた志賀原子力発電所の状況確認結果

| 中国電力株式会社島根原子力発電所 根本原因分析により明らかになった問題 | 当社志賀原子力発電所の状況確認結果 |
|--|---|
| <p>【原子力部門の業務運営の問題】</p> <p>規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく適切な対応ができなかった。</p> | <p>原子力部にて、規制当局の動向の把握に努め、体制と責任を明確にし適時必要な対応を実施するとともに、原子力安全・保安院からの指示文書を受領した場合には、原子力部から関係箇所へ対応を依頼している。規制要求事項に変更があった場合は、関係箇所にて対応を行うとともに、社内規定の変更が必要な場合には社内規定の種類に応じて会議体で審議する仕組みとしている。</p> <p>これらの対応状況等については、会議体等にて、適宜、経営層を含めて情報共有を行いフォローする仕組みとしている。</p> <p>さらに、規制要求事項への対応状況、人的資源の必要性の評価等については、マネジメントレビュー¹等の場を通じて適切にフォローする仕組みとしている。</p> |
| <p>【不適合管理の仕組みの問題】</p> <p>不適合管理が適切に行われず、また不適合の判断が限られた箇所決定されるなど、不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していた。</p> | <p>すべての異常事象は、発見した段階で遅滞なく、進捗管理・データ分析等を行うシステムに入力する。</p> <p>その後、所管箇所長は、異常事象について不適合か否かの判断を行い、安全・品質保証室長が第三者の立場で一元的にすべての判断結果の妥当性を確認している。</p> <p>不適合と判断したものは、安全・品質保証室長及び各部長で構成する会議体にて、不適合の内容及び実施した処置を確認し、不適合管理区分等を決定する仕組みとしている。</p> <p>転入者、新入社員等に対しては、教育を実施し、異常事象発見から不適合処理までの仕組み及び必要性について周知・徹底を図っている。さらに、発電所員に対しては半年に一回実施するアンケートにて、意識付けを行っている。</p> |
| <p>【安全文化に関する意識の問題】</p> <p>安全文化要素のうち「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」が組織として不足していた。</p> | <p>社長が定めた安全文化醸成の方針に沿って、年度毎に「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」を含めた活動計画書を作成し、その計画に基づき活動を実施している。</p> <p>これらの安全文化醸成活動は、社長をトップとしており、各部・所でアンケートを基に活動状況を評価し、経営層に報告し、改善する仕組みとしている。</p> <p>また、平成11年6月の志賀1号機の臨界事故など、一連の発電設備の不適切な事案に対して、平成19年から「隠さない企業風土づくり」と「安全文化の構築」を柱とする再発防止対策を実施してきており、実施状況や効果については、社長を委員長とする会議体で確認・評価し、社外有識者で構成する会議体で検証・評価している。</p> |

1 品質マネジメントシステム²の有効性維持等を目的に、社長が品質保証活動を定期的に確認・評価する活動。

2 品質に関する組織的な活動で、原子力の安全に関する顧客(国、自治体、お客さま他)の満足を達成し継続的な改善を図るため、方針や目標を定め管理していく仕組み。